

1. 食料自給率について

- (1) 主要先進国と我が国の自給率（直近数値）を教示願いたい。
- (2) (1)における主要先進国の自給率の計算根拠を教示願いたい。

(回答)

G 7 の国々のカロリーベースの食料自給率は、アメリカ：128%、カナダ：145%、フランス：122%、ドイツ：84%、イギリス：70%、イタリア：62%、日本：40%となっている。（日本は平成19年度、その他は平成15年のデータ）

これは、世界食糧機関（FAO）が公表している "Food Balance Sheets" のデータ等を基に、その国における総供給熱量に占める国産供給熱量の割合を計算したものである。

(3) 現在の自給率は、輸入も含めた国内消費仕向量ベースとした供給力（カロリーを分母に算出しているが、実際の摂取カロリー（国民健康・栄養調査）を分母にすると、大幅に自給率が向上するとの指摘がある。実際の摂取カロリーではなく、輸入を含めた国内消費仕向量ベースとした供給カロリーを用いて自給率を計算する目的・理由を教示願いたい。

(4) (3)について、食料安全保障の観点から、輸入を含めた国内消費仕向量ベースとした供給カロリーを用いているのであれば、仮に、輸入量が減少もしくはストップした際、国産供給カロリーが向上しなくても、自給率は高まる計算になる。食料安全保障の観点と逆行する指標のように見受けられるが、見解を伺いたい。

(回答)

食料自給率は、国内の食料消費が国内の農業生産での程度賄われているかについての一つの指標である。実態に即して算出するため、品目毎の生産量、輸入量、輸出量、備蓄の増減量等について、統計データ等を基に計算し、国民1人1日当たりの「供給熱量」を分子、「国産供給熱量」を分子として、カロリーベースの食料自給率を算出している。

ちなみに、現在の食料自給率の算定方法については、これまで累次にわたる審議会や与党における議論を踏まえて定められたものであり、当方としてはこ

の方法にしたがって計算することが適切であると認識している。

指摘にあるように摂取カロリーにより試算した場合、なぜ食料自給率が大幅に上昇するのか不明であり、どのような指摘があるのか御教示願いたい。

また、食料安全保障の観点からは、平時の食料自給率をできるだけ向上させることができ望ましいのであって、不測時の輸入量が減少もしくはストップした場合（当然のこととして食料自給率は上昇するかまたは100%になる）の食料自給率は區別して考えるべきである。

(5) 現在の自給率は、計算根拠とする熱量の設定次第で如何様にも上下させることが可能であると考えるが、政策目標の指標として適切であると考えるか、見解を伺いたい。

(6) カロリーベースの自給率を算出しているのは、我が国と韓国のみであり、さらに自給率の向上を政策にしているのは我が国のみとの指摘がある。しかし、農林水産省の公表資料や広報では、あたかも先進主要国が認める国際的な基準であるかのような表現となっているとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(7) (5)、(6) を踏まえ、我が国的主要農業政策において、自給率の向上を掲げる目的・理由、また、それによる主要先進国との優位性を教示願いたい。

(回答)

現在の食料自給率の算定方法については、これまで累次にわたる審議会や与党における議論を踏まえた結果として定められたものであり、この方法にしたがつて計算している食料自給率は適切なものであると認識している。

「自給率の向上を政策にしているのは我が国のみ」や、「農林水産省の公表資料や広報では、あたかも先進主要国が認める国際的な基準であるかのような表現となっている」との指摘は必ずしも正しいものではないと考えるが、どのような指摘がなされているのか御教示願いたい。

また、御指摘にある「主要先進国との優位性」とは、どういうことなのか御教示願いたい。

〔 世界の食料需給が不安定な要素を有していることや、国民の多くが我が〕

国の食料事情に不安を抱いていることを踏まえ、基本的には「食料として國民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すこと」としており、食料自給率の向上を政策目標として設定している。

また、最近、途上国の経済発展やバイオ燃料の原料としての需要増大、地球規模の気候変動の影響等の影響により、国際的な穀物価格が高騰しており、諸外国の中には、輸出に規制を設ける国や食料を巡る暴動が起きている国もある。

このようなか、本年6月のFAOの食料サミットにおける総理演説にもあるとおり、世界の食料需給の安定化のためにも、世界最大の食料純輸入国である我が国の食料自給率の向上を図ることは、重要な課題であると考えている。

(8) 現在、いわゆる低い低い自給率を背景に、その向上を図るために予算(概算要求含む)が大幅な増額傾向にある。こうした予算を投入すれば、自給率の向上が図ることは政策的に可能であると考える。しかし、市場経済の原理とは無関係にカロリーベースの自給率を向上し続けることは、新たな国民の納税負担ならびに、その恒常化につながると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

我が国の農業総産出額は近年減少傾向にあり、食料自給率も低下している。世界の食料需給が中長期的には逼迫する可能性が指摘されているにも関わらず、日本の食料自給率は先進国と比べても最低の水準となっており、食料安全保障の確保が求められる中、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給する重要な役割を担う国内農業の弱体化が懸念される状況となっている。

食料自給率の向上のためには、農地や農業用水等必要な農業資源の確保、農業の担い手の確保及び育成、農業技術水準の向上といったさまざまな取組を通じて、国内の農業生産の増大を図ることが重要である。

このため、基本的には農業関係予算の大部分は食料自給率の向上にも寄与すると考えられる。現在、予算是「大幅な増額傾向」という状況ではないが、必要な施策の充実に努めてまいりたい。

また、「予算を投入すれば、自給率の向上が図ることは政策的に可能である」という部分に関する御指摘はそのとおりであるとの認識を持っているが、

上記のような状況認識の下で、仮に、単純な比較優位の原則に基づき、我が国の生産を縮小させて、敢えて食料自給率の向上をさせるべきでないという御見解であるとするならば、我が国の政策はそのような方向を目指している訳ではないと考えている。

(9) 自給率が高い主要先進国として農林水産省が掲げる国々は、国際的な輸出競争力が高い。自給率向上政策の予算増大により、どれだけ日本農業の競争力を強化することにつながるのか、予算項目別に具体的に教示願いたい。

(回答)

食料自給率の目標に関しては、食料・農業・農村基本計画に基づき、消費・生産の両面で重点的に取り組むべき事項を示し、これらを踏まえて設定しているところであり、これら重点事項に取り組むことにより、結果として食料自給率目標の達成を図ることを目指している。

具体的には、生産面においては、消費者のニーズに的確に対応した国内生産に向け、①経営感覚に優れた扱い手による需要に即した生産の促進、②食品産業と農業の連携の強化、③効率的な農地利用の推進、を重点事項としているところであり、国産農産物の競争力強化にも資するものと考えている。

2. 農地政策の見直しについて

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念に基づき、農地関連法制の整理を行った上で、新たな農地政策を確立すべきである。」【平成20年度ないし平成21年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(2) (1)について、現段階で整理された論点及び明らかになった方向性を教示願いたい。併せて、農地関連法制の見直しを視野に入れて検討しているのか教示願いたい。

(回答)

1 農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤である。

中長期的に世界の食料需給のひつ迫が見込まれ、他方、国内では耕作放棄地が増大する中、農地の有効利用を促進するため、昨年11月に「農地政策の展開方向について」を取りまとめたところである。

2 農地政策の改革については、全体の改革が、平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるよう法制上の措置を講じることとしており、現在、検討を行っているところ。

具体的には、「農地政策の展開方向について」において、

- ① 農地情報のデータベース化
 - ② 耕作放棄地の解消に向けた取組の実施
 - ③ 優良農地の確保対策の充実・強化
 - ④ 農地の面的集積の促進
 - ⑤ 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進
- との論点を整理したところ。

2. 農地政策の見直しについて

(3) 現在、農業経営の大規模化が進んでいるが、農業経営者の中には、リスク分散のために、経営基盤を敢えて都道府県を跨って広域的に分散する者もいる。そのような経営においては、所有のみに留まり、耕作を作業委託により行い、結果として、不在地主による広域農業経営が行われているケースもある。一方で、現在、地場の農外企業が農業に参入し、農地を所有できないものの、地場で継続的な農業経営を行って、かつ、自立している場合もある。これらを比較すると、前者よりもより後者の方が耕作者主義の実態を伴っていると考えられる。

今後の農地政策の見直しにおいては、耕作者主義の下で、これらの農家及び農

外企業の経営形態はどうに整理されるのか、教示願いたい。
併せて、耕作者主義の見直しも含めて検討しているのか、教示願いたい。

(回答)

御質問にある「耕作者主義」の意味するところが不明であるが、「農地政策の展開方向について」で示したとおり、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念の下、農地政策を見直すこととしており、具体的な内容については、現在、検討を行っているところ。

2. 農地政策の見直しについて

(4) 規制改革推進のための第2次答申において、「農地政策改革においては、農地に関する情報を地図情報として一元化し、関係機関共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるようにするとともに、新規参入等に必要な貸出農地、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備する方向が示されている。新規参入等に必要な貸出農地情報等の提供については、実勢を反映した賃借価格、利用権設定条件、土地改良の有無など規模拡大や面的集積に資する情報が得られるようになるとともに、農業を経営する者、今後農業経営を目指す者等、誰でもアクセスなどが可能となるようになるべきである。」【平成20年度ないし平成21年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。
併せて、アクセス制限がないような措置が図られているか、教示願いたい。

(回答)

1 農地情報の一元化については、基盤となる地図の整備を進め、順次、これに農地に係る各種情報を附加し、関係機関共通のデータベースを構築していくこととしている。

2 これとともに、平成20年度に、所有者が公開を希望する貸出農地情報等について、個人情報の保護に留意しつつ、これを提供するシステムを構築するための予算を措置し、現在、その開発を行っているところであり、平成21年度に本システムを稼動させ、誰もがアクセスできるようにするために必要な経費について予算要求を行っているところである。

2. 農地政策の見直しについて

(5) 規制改革推進のための第2次答申において、「面的集積を行う仕組みについて
は、農業経営者の経営効率化の支援に資するものとなるようにするとともに、特定の者による恣意的な判断の排除や決定過程の透明性が確保されるよう一定の利用・集積ルールを整備すべきである。」【平成20年度ないし平成21年度措置】と

されたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(6) 規制改革推進のための第2次答申において、「モデル的に面的集積を実施する際には、委任・代理で面的集積を行う行動力等の実績の検証を踏まえた上で、本格的な面的集積の仕組みを構築・導入すべきである。」【平成20年度ないし平成21年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(7) 規制改革推進のための第2次答申において、「多様化する農業経営の安定を支援すべく、20年を超える長期間の賃貸借が可能となるよう必要な措置を講ずるべきである。」【平成20年度ないし平成21年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(8) 規制改革推進のための第2次答申において、「次に掲げる論点について、検討の方向性が明らかになった段階で公表すべきである。」【平成20年度ないし平成21年度措置】とされた次の事項について、現状の取組状況を教示願いたい。

- ① 委任・代理で農地を集めて農業者に面的にまとまった形で再配分する仕組みの対象とする地域について
- ② 委任・代理で面的集積を行う仕組みにおいてその役割を担う者と、従来から利用調整の役割を担っていた者の役割分担について
- ③ 農地の流動化の促進に向け、農地の貸し手の安心感を向上させる観点等から整備すべき機能について

(9) 上記(8)の③において、「農地の貸し手の安心感を向上させる」とあるが、農地の流動化の促進については、相手となる農地の借り手の安心感も向上させる必要があると考えるが、整備すべき機能をどのように考えているか、見解を伺いたい。

(回答)

1 規模拡大によるコスト低減など国内農業の体质強化を図るために、農地を面としてまとまった形で集積していくことが不可欠である。このため、「農地政策の展開方向について」で示したとおり、面的にまとまった形で利用できるように調整する仕組みを展開することとしており、具体的な内容については、現在、検討を行っているところである。

この際、現場で農地利用についての問題を生じたり、農業経営の発展に支障が生じないようにすることが重要であると考えている。

2 また、借り手である相手の選択肢を拡大する観点から長期間の賃貸借が可能となるような措置についても、現在、検討を行っているところ。

2. 農地政策の見直しについて

(8) 規制改革推進のための第2次答申において、「次に掲げる論点について、検討

の方向性が明らかになった段階で公表すべきである。」〔平成20年度ないし平成21年度措置〕とされた次の事項について、現状の取組状況を教示願いたい。

④ 新たな農地制度に即した農地税制の見直しについて

(10) 上記(8)の④において、現在の農地の贈与税及び相続税の特例措置について、教示願いたい。

併せて、農地を譲渡する場合には、特例で猶予された贈与税及び相続税の支払いが生じることから、農地の流動化を阻害しているとの指摘があるが、新たな農地制度に即した農地税制の見直しにおいては、これらが改善されることとなるか、教示願いたい。

(回答)

1 農地税制の見直しについては、農地制度の検討の具体化に併せて検討していくこととしているところ。

2 贈与税の納税猶予制度は、相続による農地の細分化防止と農業後継者の確保を図るため、贈与により農地を取得した個人が将来にわたって、その農地で農業経営を継続することを前提に贈与税の納税を猶予する特例措置である。

3 相続税の納税猶予制度は、相続税納付のための農地売却による経営規模の縮小防止と農業相続人への円滑な経営継承を図るため、農業相続人が自ら農業を行う場合には、農地の価額のうち、農業の収入に見合うように設定された農地価格である農業投資価格を超える部分に対応する相続税を猶予する特例措置である。

2. 農地政策の見直しについて

(11)

規制改革推進のための第2次答申において、「優良農地の確保を図るために
は、農振農用地区域への編入を促進し、関係機関の指導による営農再開等の解
消方策を着実に推進するとともに、それでも農振農用地区域外に留まる耕作放
棄地については、農業利用に最大限努める一方で、長期遊休化し農業利用が困
難と判断された耕作放棄地については、植林等非農業利用へ促すべきである。」
【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

1 耕作放棄地は、地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なっており、その対応
方策も地域の実情に応じたものとする必要があります。

2 このため、まずは、現場に近い市町村が耕作放棄地の現状を的確に把握し、その結果
を踏まえ、解消計画を策定・実行していくよう、都道府県とも連携しながら指導・支援
してまいります。

3 具体的には、市町村・農業委員会が国・都道府県の協力の下、基本的に本年8月～9
月の間にすべての耕作放棄地について現地調査を行い、国が策定した具体的判断基準に
基づき、「農業的利用ができる土地（農地）」「農業的利用ができない土地（非農地）」
に振り分けることとしております。

4 この調査により、「農地」とされた土地については、各種の支援策を示した「耕作放
棄地解消支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村による耕作放棄地解消計画の実行を推
進するため、各般の施策を講じ、平成23年度を目途に、農業上重要な地域である農用地
区域を中心に耕作放棄地の解消を目指してまいります。

3. 農地利用に関する参入規制について

- (1) 参入区域を耕作放棄地等に限定して、新規参入のハードルを高くしている目的、理由及び法的根拠を教示願いたい。
- (2) 市町村との協定締結を条件にし、農地所有者との直接交渉を出来ないようにしている目的、理由及び法的根拠を教示願いたい。
- (3) 農業従事者が減少を続ける中において、これらの規制は、農業の将来に向けて適正な政策と考えるか、見解を伺いたい。
- (4) 農業者以外の者に「農地を農地として利用する」ことへの制限を加えることは、国民への食料の安定的な供給を司る国の役割に反するのではないかと考えるが、見解を伺いたい。
- (5) これらが、新規参入の阻害要因となっているとの指摘があるが、見解を伺いたい。
併せて、これらの制限については、撤廃すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 農業経営基盤強化促進法に規定されている特定法人貸付事業については、多様な法人が農業に参入することにより、農地の遊休化や担い手不足の問題の解決に寄与することを図る観点から措置されたものであり、参入法人が地域との調和の下できちんと農業を行ふことを確保するという考え方に基づき、同法第27条の13において実施区域や実施方法を定めているものである。

- 2 「農地政策の展開方向について」で示したとおり、農地の有効利用を図る観点から農地政策について見直すこととしており、具体的な内容については、現在検討を行っているところ。

農業生産法人について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「農業生産法人は、関連事業者等から総議決権の1/4まで出資を受けることが可能であり、また、認定農業者となれば総議決権の1/2未満まで出資を受けることが可能であるが、現状をみると、必ずしもこれらを十分に活用しているとは言い難く、これらの活用について周知徹底を図るべきである。また、可能なものについては、農業生産法人の農業経営の発展に資するような運用改善の検討をすべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

- (2) そもそも、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を課す理由及び法的根拠を教示願いたい。
- (3) 事業要件について、主たる事業が農業と関連する事業であることとされており、この売上高が法人事業の過半であれば、その他の事業を行うことも可、とされているが、農業と関連する事業とは何か、その定義を教示願いたい。
併せて、消費者やマーケットのニーズに対応した経営を目指した結果、他の事業の売上が、農業及び農業と関連する事業の売上を超えることも考えられる。(決算年度によって、結果的に超えてしまう場合もあると考えられる)また、農業と関連する事業の制約により、農業の新たな可能性やビジネスチャンス(事業の多角化)を阻害しているとも考えられるが、見解を伺いたい。
- (4) 農業生産法人が他の農業生産法人の構成員となれるか、教示願いたい。
併せて、議決権割合に制限があるか、教示願いたい。
- (5) 金融機関や経営支援企業など多様な者からの出資を募ることが出来れば、資本の増強のみならず、提携等による新たな販売チャネルの獲得、強固なパートナーシップの確保、システム共有による投資負担の軽減などが可能と考えられるが、構成員要件を課し、これらのビジネス上のメリットを制約していることについて、見解を伺いたい。
併せて、構成員要件を緩和すれば、資金力の乏しい農家がパートナーからの協力資金を活かして法人化するといったことが容易になると考えるが、見解を伺いたい。
- (6) 仮に、構成員要件により農地転用を防止していると考えているのであれば、農業生産法人の農地の転用要件を厳格に定めればよいことであり、構成員要件を課しても農業生産法人の経営の自由度や上記(5)のメリットを阻害する必要ないと考えるが、見解を伺いたい。
- (7) 業務執行役員要件(経営責任者要件)について、全ての農作業をアウトソーシングしても農業経営を成立させることができることに考えられる中、役員に従事日数要件を課すことの必要性を教示願いたい。

(回答)

[(1)について]

農業生産法人の出資要件に係る周知については、9月に指導通知を地方農政局等に発出し、地方農政局では、これを受けて管内の都府県に指導通知を発出する等、周知の徹底を図ることとしている。

併せて、農業生産法人の出資要件に関する資料を農林水産省のホームページに掲載し、広く周知を図っているところである。

[(2) について]

1 狹い国土の中で高密度な社会経済活動が當まれている我が国においては、転用規制を行ふとともに、農地の権利の取得に際して、権利を取得する者がきちんと適切に農業を行ふ見込みがあるかをチェックすることは必要であると考えている。

農業生産法人要件は、農地の権利を取得した法人が、取得後に適切に農業を行うことができるかどうかをチェックするため、その法人の組織体制（事業、構成員及び役員）に関する基準として農地法第2条第7項に規定しているものである。

2 「農業と関連する事業」とは、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、農業生産に必要な資材の製造、農作業の受託等をいう。

3 農業生産法人が、他の農業生産法人から物資の供給又は役務の提供を継続して受けている等の場合は、構成員となることが可能であり、この場合、法人と継続的取引関係等にある者全体の議決権の合計は総議決権の4分の1以下、1構成員当たりの議決権は総議決権の10分の1以下とされている。また、出資先の農業生産法人が認定農業者の場合、その認定を受けた農業経営改善計画に従って、継続的取引関係等にある農業生産法人が出資を行うときには、出資に係る議決権制限はない。

4 現在、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲ある者等の参入による農地の有効利用を促進する観点も含め、「農地政策の展開方向について」に沿って農地政策の見直しについて検討を行っているところ。